

「住宅性能証明書」発行業務についてのご案内

平成 27 年 12 月 1 日

N I C 確認検査株式会社

平成 27 年度税制改正により、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が拡充・延長されることになりました。弊社にて取り扱う、非課税限度額加算の対象家屋であることを証する書類のひとつである住宅性能証明書の発行業務についてお知らせします。

1. 業務開始：平成 27 年 12 月 1 日
2. 業務区域：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県
3. 業務範囲：新築住宅、既存住宅、住宅の増改築等
4. 業務内容：住宅性能証明申請（申請書・図書等）に基づき、申請のあった住宅が非課税限度額加算の対象基準※に適合しているか審査し、適合していると認める場合には住宅性能証明書を発行します。

※非課税限度額加算の対象基準（下記項目のいずれか）

項目	基準
省エネルギー性	(1) 新築住宅 断熱性能等級 4 または一次エネルギー消費量等級 4 以上の基準に適合していること (2) 既存住宅、住宅の増改築等 断熱性能等級 4 または一次エネルギー消費量等級 4 以上の基準と同程度の省 エネルギー性能を有すること
耐震性・免震建築物	耐震等級 2 以上または免震建築物の基準に適合していること
バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級 3 以上（専用部分）の基準に適合していること

5. 審査料金：下表参照（税別）

基準	単独申請	確認申請と併願又は評価書等で確認できる場合※1
省エネルギー性	45,000 円	30,000 円
バリアフリー性	45,000 円	30,000 円
耐震性	60,000 円	40,000 円

(注)

※1. 評価証等とは以下の書類を指します。

- ・設計住宅性能評価書・長期優良住宅技術的審査適合証・低炭素建築物技術的審査適合証・フラット 35 適合証明書
(該当する基準に適合したもの)

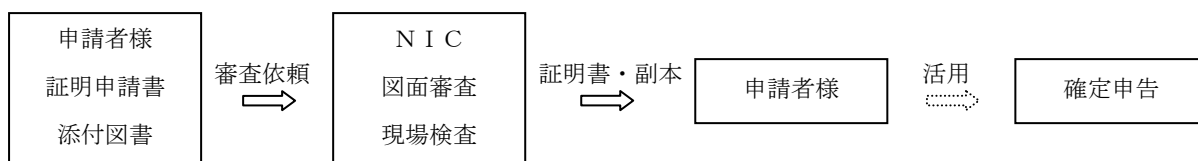
※2. 再検査料は、13,500 円、証明書の再発行料は 2,000 円(いずれも税別)となります。

※3. 既存住宅、住宅の増改築等において、設計図書が無い場合は、別途見積りとなります。

※4. 共同住宅等は 1 住戸あたりの料金とし、耐震性・免震住宅の場合は、別途見積りとなります。

※5. 料金は、改定する場合があります。

6. 手続きの流れ



(注)

1. 証明書の交付は登記完了後となります。（登記簿謄本に記載の家屋番号および所在地が必要です）
2. 対象基準を満たす建設住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書および認定長期優良住宅建築証明書または低炭素建築物新築等計画認定通知書および認定低炭素住宅建築証明書がある場合は、「住宅性能証明書」は必要ありません。

詳しくは、国土交通省のホームページをご確認ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001088189.pdf>

7. 必要書類（各2部ずつ提出）

図書種類	明示すべき事項	
各種サービス申込書※		
住宅性能証明申請書※		
委任状（代理申請の場合）※		
設計内容説明書※	住宅の断熱、耐震性能またはバリアフリーの説明	
各種図面 計算書他	案内図	住宅の所在地
	配置図	縮尺、方位、敷地境界線および敷地内における建物の位置
	仕様書（仕上表含む）	部材（断熱材、防湿材等）の種類、寸法および取付方法
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、居室の寸法、壁の種類および位置、開口部の位置および構造、換気孔の位置ならびに設備の種別
	2面以上の立面図	縮尺ならびに小屋裏換気孔・開口部の種別、寸法および位置
	断面図および矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁および屋根の構造（断熱含む）、軒の高さ、軒およびひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さおよび構造ならびに床下および基礎の構造
	基礎伏図	縮尺ならびに構造躯体・断熱の材料の種別および寸法
	各種計算書	UA値計算、壁量計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
	その他	審査に係る各種材料などの認定書、型式認定等の証明書類、その他 必要な書類
「基準達成率算定シート」または「算定用WEBプログラム出力表」		
設備機器等の性能値などが確認出来るカタログ等		

(注)

1. 上表の明示すべき事項を他の図書に明示しても構いません。
2. 住宅の増改築等においては、工事後の図書等が必要になります。

※当社ホームページから書式をダウンロードできます。

8. お問い合わせ先：N I C 確認検査株式会社 TEL03-6261-4388